

改定の考え方

- 「大阪府高齢者・障がい者住宅計画(大阪府高齢者居住安定確保計画)」(計画期間:平成23年度から平成32年度まで)のうち、「大阪府高齢者居住安定確保計画」の計画期間(平成24年度～平成26年度)が終了することに伴い、計画を改定。
- 今回の改定は主に、高齢者居住安定確保計画で定めることとされているサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の登録基準等について改定。
- 改定に当たっては、「大阪府高齢者及び障がい者住宅計画等審議会」から意見聴取。 ※平成27年3月30日開催予定の審議会を経て成案化の予定

現行計画の内容

大阪府における高齢者・障がい者の住まいとまちづくりに関する総合的な施策を推進するための計画

【計画の位置づけ】

- ・大阪府住宅まちづくりマスタープランの施策別計画
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者居住安定確保計画

【計画期間】

10年間(平成23年～32年度)
 高齢者居住安定確保計画は3年間(平成24年～26年度)
 ※大阪府高齢者計画2012との調和を図る観点から3年としている。

【計画の主な内容】

- 高齢者・障がい者の住まいとまちづくりのために推進する施策
 (施策項目1) 高齢者・障がい者の居住の安定
 (施策項目2) 高齢者・障がい者の居住ニーズに対応した住宅の整備
 (施策項目3) 住まいのバリアフリー化
 (施策項目4) 福祉のまちづくりの推進
- 高齢者・障がい者向けの住宅の供給目標量
 ・公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給目標
 ・公営住宅のグループホームとしての活用目標
 ・サービス付き高齢者向け住宅の供給目標
 ・介護保険に係るサービスを提供する施設の整備目標量
- サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の追加

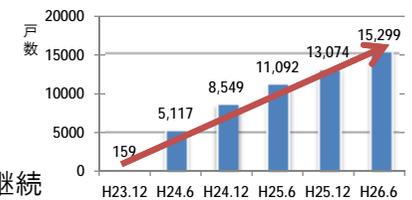
改定の内容【案】

①サービス付き高齢者向け住宅の供給目標

【現状】サ高住は約3年で約1.5万戸が供給。
 一方、空室率は約23%と高く、半数以上の住宅で家賃を減額することにより入居者が確保されている。

- 現行のサービス付き高齢者向け住宅の供給目標の継続
 平成32年度までの供給目標 19,000戸

府内のサービス付き高齢者向け住宅の供給状況



②サービス付き高齢者向け住宅への緊急通報装置の設置の明確化

【現状】現行のサ高住の登録基準において、緊急通報装置の設置場所が明らかでない。

- 住戸内の居室部分、便所及び浴室、共用部分に設置する便所及び浴室に緊急通報装置を設置(登録基準の強化)

③サービス付き高齢者向け住宅における介護保険サービス等の外部サービスの選択性の確保

【現状】サ高住事業者と同一の法人が提供する介護保険サービス等の利用を強要する「囲い込み」の懸念。

- 入居契約の締結前に、介護保険サービス等の外部サービスは入居者がその利用や事業者を選択できることについて、書面で説明することを義務化(登録基準の追加)



④サービス付き高齢者向け住宅等における防災マニュアルの策定等による安全性の確保

【現状】南海トラフ巨大地震や上町断層地震などの災害への対応が必要。

- サ高住や有料老人ホームに対し、非常災害に備えた防災マニュアルの作成及び訓練の実施等を指導し、防災対策を推進。

■ 高齢者居住安定確保計画の計画期間:平成27年度～平成29年度(3年間)